案件(2)

**高齢者あんしんセンターの職員配置における柔軟な対応（案）について**

**１　制度改正の概要**

　地域包括支援センターの人材確保が困難となっている状況を踏まえ、令和６年４月1日に介護保険法施行規則が改正（令和６年３月29日厚生労働省令第61号　介護保険法施行規則の一部改正）され、地域包括支援センター職員の配置基準が改められました。

**２　制度改正の内容**

現行の地域包括支援センター職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）が、地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要と認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることを可能とする。

**３　本市の運用について**

　介護業界の人材確保が困難な昨今の状況において、人員の配置要件を緩和することは、高齢者あんしんセンターの継続的な人材確保につながると考えている。しかしながら、高齢者あんしんセンターの運営に関しては、地域の高齢者支援の拠点として地域に密着した活動が求められることから、高い専門性が必要であり、引き続き専門知識や経験を有する職員の配置が必要である。

**４　制度改正について**

　①引き続き、常勤・専従の三職種の配置を原則としたうえで、常勤職員の配置が著しく困難な場合は、事前に市へ届出を行う。

　②常勤換算による職員配置にあたっては、事前に八尾市地域包括支援センター運営協議会に諮ったうえで、必要と認める場合に限り、例外的取扱いを認める。ただし協議会開催までに欠員が長期化し、市民へ不利益が生じる恐れがある場合は、市高齢介護課において判断の上決定することとし、配置後直近の協議会で報告することでも可とする。